

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁 教育総務課

法令名	佐賀県立学校授業料等徴収条例			法令番号	昭和23年佐賀県条例第17号		
手続名	授業料の減免			根拠条項	第2条第2項、第3項		
審査基準	<p>非常災害又は特別な事情により、教育委員会で学資の支弁困難なる者と認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。(第2条第2項)</p> <p>非常災害又は特別な事情とは、生徒が次の場合に該当するときをいう。</p> <p>(1) 火災又は風水害等の非常災害を受け、生計に重大な支障を生じたとき。</p> <p>(2) 生徒が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により措置されているとき。</p> <p>(3) 上記のほか、著しい生活困窮の状況にあるため、学資の支弁が困難と認められるとき。</p> <p>次に掲げる場合であって、教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。(第2条第3項)</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。)第3条第1項に規定する者が同条第2項第1号又は第2号に該当する場合</p> <p>(2) 法第4条の認定を受けた者の授業料の額が法第5条第1項の規定により支給される高等学校就学支援金の額を超える場合</p>						
	受付機関	各県立高等学校	処理機関	各県立高等学校	交付機関	各県立高等学校	標準処理期間 20日 標準経由期間 日